四　法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分）ごとの利用する小学校就学前子どもの数
五　当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
六　利用定員を増加しようとする理由

（準用）

第二十九条　第二十七条の規定は、法第三十二条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認の変更の申請があった場合及び法第三十二条第三項の規定により利用定員を変更しようとする場合における都道府県知事への協議について準用する。

（特定教育・保育施設の設置者の住所等の変更の届出等）

第三十条　特定教育・保育施設の設置者は、第二十六条第一号（教育・保育施設の種類を除く。）、第二号、第四号（当該確認に係る事業に関するものに限る。）、第六号、第八号、第九号、第十四号及び第十六号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該特定教育・保育施設の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。ただし、同条第四号に掲げる事項（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

2　前項の届出であって、特定教育・保育施設の設置者の役員又はその長の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

（特定教育・保育施設の利用定員の減少の届出）

第三十一条　法第三十五条第二項の規定による利用定員の減少の届出は、次に掲げる事項を記載した書類を提出することによって行うものとする。

一　利用定員を減少しようとする年月日
二　利用定員を減少する理由
三　現に利用している小学校就学前子どもに対する措置
四　法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分）ごとの減少後の利用定員

（令第八条第一項の内閣府令で定める者）

第三十二条　子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号。以下「令」という。）第八条第一項の内閣府令で定める者は、市町村長、内閣総理大臣又は都道府県知事（第三十九条及び第四十三条において「市町村長等」という。）が法第五十六条第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該確認の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該特定教育・保育施設の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該特定教育・保育施設の設置者が有していた責任の程度を確認した結果、当該確認の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない者とする。

（令第八条第二項第一号の内閣府令で定める密接な関係等）

第三十三条　令第八条第二項第一号の内閣府令で定める密接な関係を有する法人は、次の各号のいずれにも該当する法人とする。

一　その者の重要な事項に係る意思決定に関与し、又はその者若しくはその者の親会社等が重要な事項に係る意思決定に関与していること。
二　法第二十七条第一項の規定により市町村長の確認を受けた者であること。

2　令第八条第二項第一号イの内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一　その者の役員に占めるその役員の割合が二分の一を超える者
二　その者（株式会社である場合に限る。）の議決権の過半数を所有している者
三　その者（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下この条において同じ。）である場合に限る。）の資本金の過半数を出資している者
四　その者の事業の方針の決定に関して、前三号に掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者

3　令第八条第二項第一号ロの内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一　その者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超える者
二　その者の親会社等（株式会社である場合に限る。）が議決権の過半数を所有している者
三　その者の親会社等（持分会社である場合に限る。）が資本金の過半数を出資している者
四　事業の方針の決定に関するその者の親会社等の支配力が前三号に掲げる者と同等以上と認められる者

4　令第八条第二項第一号ハの内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一　その者の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超える者
二　その者（株式会社である場合に限る。）が議決権の過半数を所有している者
三　その者（持分会社である場合に限る。）が資本金の過半数を出資している者
四　事業の方針の決定に関するその者の支配力が前三号に掲げる者と同等以上と認められる者

（聴聞決定予定日の通知）

第三十四条　令第八条第二項第三号の規定による通知をするときは、法第三十八条第一項の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

（法第四十一条の内閣府令で定める事項）

第三十五条　法第四十一条の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該特定教育・保育施設の設置者の名称
二　当該特定教育・保育施設の名称及び所在地
三　確認をし、若しくは確認を取り消した場合又は確認の辞退があった場合にあっては、その年月日
四　確認の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容及びその期間
五　教育・保育施設の種類

第二節　特定地域型保育事業者

（特定地域型保育事業者の確認の申請等）

第三十六条　法第四十三条第一項の規定に基づき特定地域型保育事業者の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該確認の申請に係る事業所の所在地を管轄する市町村長（同項の規定に基づき確認を受けようとする地域型保育事業を行う事業所の所在地の市町村以外の市町村（以下この条において「他の市町村」という。）の長から確認を受けようとする場合には、当該他の市町村の長。以下この節において同じ。）に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一　事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地
二　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
三　当該申請に係る事業の開始の予定年月日